

平成29年8月中に海難審判所で言い渡された19件の判決がホームページに掲載されました。(10/11)

## 地方海難審判所(全国8か所) 19件

衝突10, 乗揚6, 衝突(単)1, 施設等損傷1, 浸水1

(関係船舶隻数) プレジャーボート13, 漁船9, 貨物船4, 遊漁船3

8月中に地方海難審判所で言い渡された判決19件のうち, 1件 [漁船と無灯火のモーターボートとの衝突事件: 広島地方海難審判所]の概要をご紹介します。

(中央の海難審判所(東京)で言い渡された判決はありませんでした。)

公表された判決書をもとに, 当協会の責任で編集しましたので, ご参考にしてください。

なお, 詳細は海難審判所のホームページでご確認願います。

[http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu\\_kako/29nen/5hs/hs2908/28hs037.html](http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu_kako/29nen/5hs/hs2908/28hs037.html)

ちなみに, 海難審判所(東京)に地域管轄はなく, 以下の**重大な海難**を対象としています。

### 重大な海難 (海難審判法施行規則第5条)

- 1 旅客が死亡若しくは行方不明となった場合, 又は2人以上の旅客が重傷となった場合
- 2 5人以上が死亡又は行方不明となった場合
- 3 火災又は爆発によって船舶が運航不能となった場合
- 4 油等の流出によって環境に重大な影響を及ぼした場合
- 5 旅客船, 100総トン以上の漁船又は300総トン以上の船舶が全損となった場合
- 6 特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

# 広島地方海難審判所 裁決書(H29.8) (A)漁船眞一丸 (B)モーターボート アクア 衝突事件

<概要>  
 夜間、漁場へ向け航行中の刺し網漁船(1.72トン・1人乗組)と、釣り場へ向け航行中のモーターボート(1.0トン・1人乗組・同乗者1人)とが衝突した。

<発生日時・場所>  
 平成28年5月14日(土)03時00分・岡山県宇野港

<負傷> <損傷>  
 (A船) なし (A船) 右舷船首部右舷船底各外板に擦過傷  
 (B船) 船長:右膝内側側幅靱帯損傷等, (B船) ホックス圧壊, パイプ曲損, 右舷舷縁上部に擦過傷  
 (B船) 同乗者: 骨盤輪骨折

<受審人>  
 A船船長(小型船舶操縦士)←【補佐人(5人)付】  
 B船船長(小型船舶操縦士)

<原因の考察>

- ① B船の船尾側に2人が乗ると船首が浮上して両色灯の灯光が船首舷縁上部で遮られるため、A船船長はB船の红灯・緑灯ともに視認することはできなかったと認められる。
- ② 正船首33mの距離で無灯火の船舶(又は船影)を認めても、両船が10ノットの速力で接近していたとすれば、約3秒の短時間で衝突を回避することは不可能であったと認められる。
- ③ A船に気付いたB船船長が白色全周灯を点滅させるため同灯火スイッチを操作した旨の供述をしているが、衝突直前であり、舵を一杯取ることより効果があるとは認められない。

《原因》  
 夜間、北上するB船が、法定灯火を表示しないで航行したばかりか、見張り不十分で、南下中のA船の船首方を無難に航過した直後に左転してA船に新たな衝突の危険を生じさせ、衝突を避けるための措置をとらなかった。

《懲戒》  
 (B船) 船長: 右舷船首方の浅瀬を確認することに気を取られ、見張りを十分にしなかった職務上の過失 → 業務停止1箇月  
 (A船) 船長: 原因とならない → 不懲戒

